

直轄工事検査の臨場立会について

・目的

品確法(平成17年4月)の施行を受け、北海道開発局では、発注関係事務を適正に実施できるよう、育成支援を行うこととしております。平成20年度から、北海道開発局の工事検査に市町村等の職員が臨場立会を行い、**検査技術の習得を図ること**で支援させていただきます。

・臨場方法

(1) 工事検査に臨場を希望する市町村等職員は、北海道開発局ホームページに掲載される「臨場対象工事検査予定」を確認し、申し込みして下さい。

(2) 申し込み方法は検査予定日の5日前までに、臨場立会参加者名簿に市町村名、臨場人数(1団体2名まで)、代表者名、連絡先を記載し、メール、もしくはFAXで工事管理課技術調整第1係へ送付して下さい。

(3) 希望者多数の場合は受付順とし、臨場の可否を検査予定日の3日前までに臨場希望者に連絡します。また連絡時には検査会場、検査開始時間等を連絡します。

・臨場者の留意事項

(1) 臨場は検査技術の育成支援のため行うという性格から、臨場者は、**検査会場でのやりとりについて、守秘義務を負う**ものとします。

(2) 臨場者は、**検査会場でのやりとりについて生じた疑問などについて、原則質問できません**。質問等は、検査終了後、北海道開発局事業振興部工事管理課へメールかFAXで提出して下さい。

(3) 臨場検査時間は、工事内容により異なりますが、概ね9:00～17:00までとし、**途中からの臨場は認めません**。ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能です。

(4) 臨場者の検査会場までの移動手段は、自ら確保して下さい。

(5) 臨場者の服装(ヘルメット、靴、雨具等を含む)は、工事現場内を歩くことができる服装とし、自ら準備して下さい。

(6) 昼食は、臨場者側で各自準備して下さい。

○試行のフロー

